

市町村における支援体制に関する調査結果

1 調査概要

(1) 調査目的等

市町村におけるヤングケアラー支援体制に関する状況を把握し、今後の取組の参考にするため令和3年度から継続して実施しているもの。

(2) 調査対象

県内の市町村要保護児童対策地域協議会 30ヶ所

(3) 回答方法

新潟県電子申請システムにてアンケート調査

(4) 実施時期

令和6年10月11日から10月31日まで

(5) 回収状況

有効回答数30ヶ所 回答率100.0%

2 調査結果（まとめ）

- 市町村のヤングケアラーに関する実態把握の取組が進展しており、支援連携先の着実な増加が図られています。

- ・「ヤングケアラーと思われるこどもの実態を把握している」市町村が増加している。（問1-6）
- ・ヤングケアラーに関する取組内容として「教育委員会等でのヤングケアラーの実態調査・把握」と回答する市町村が増加している。（問2-1）
- ・支援に当たっての連携先（複数回答）の回答総数が増加している。（問3-3）

- ヤングケアラー自身や家族にヤングケアラーの認識が不足していることが、支援上の課題となっています。

- ・ヤングケアラーと思われるこどもはいるが、その実態を把握していない理由として、「家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」或いは「ヤングケアラーであることも自身やその家族が『ヤングケアラー』という問題を認識していない」と回答した市町村が多い。（問1-8）
- ・ヤングケアラーである可能性を確認する上での課題として「家族内のことで問題が表に出にくく、こどもの『ヤングケアラー』としての状況把握が難しい」或いは「ヤングケアラーであるこども自身やその家族が『ヤングケアラー』という問題を認識していない」と回答した市町村が、令和4年度、令和5年度から引き続き高い割合となっている。（問3-1）

3 調査結果

問1-1, 1-2, 1-3 要保護児童対策地域協議会におけるケース登録件数

	令和6年9月1日実績	令和5年9月1日実績	令和4年9月1日実績
要保護児童ケース	1,984	2,090	2,253
要支援児童ケース	1,479	1,216	1,407
特定妊婦ケース	77	139	111

問1-4 登録ケースの中でヤングケアラーと思われる子どもはいますか。

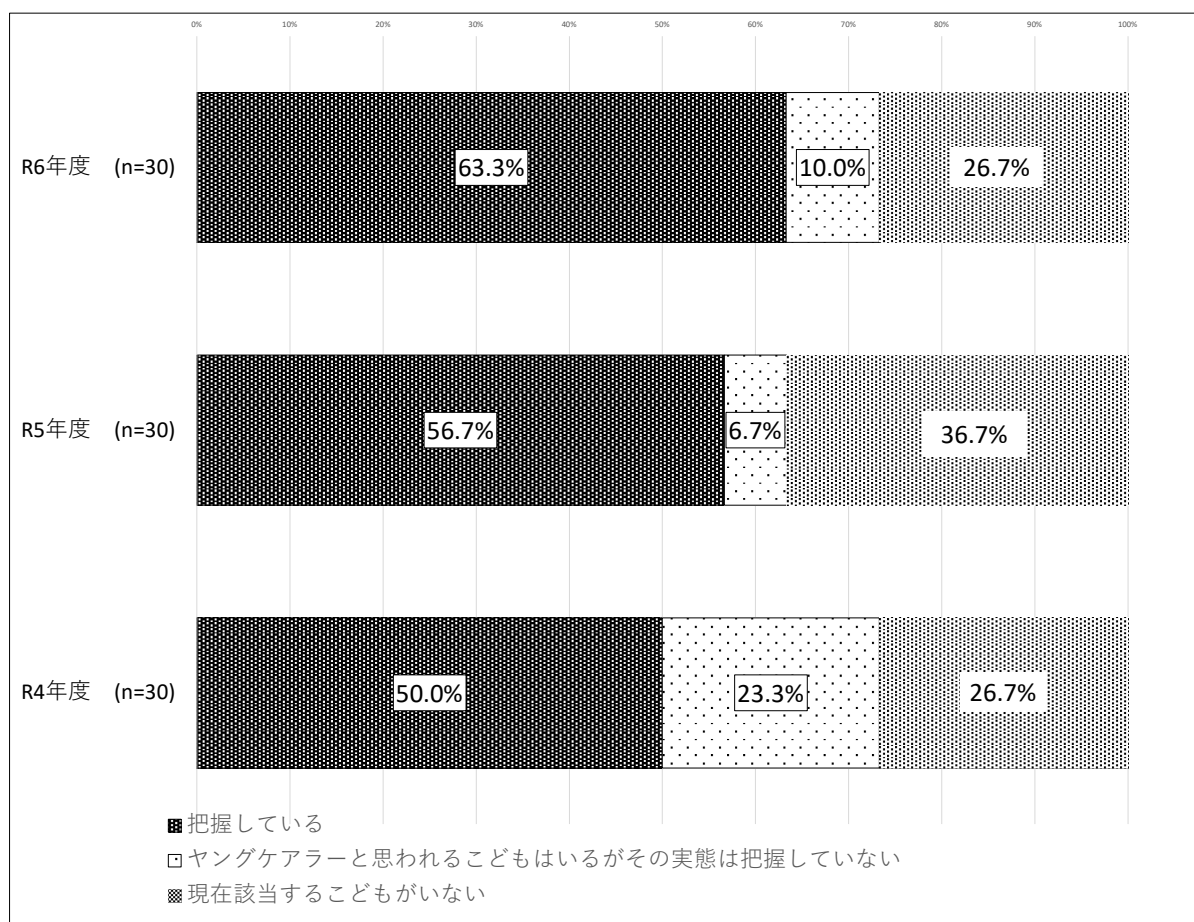
区 分	R6年度 (n=30)	R5年度 (n=30)	R4年度 (n=30)
ヤングケアラーと思われる子どもはいない	10市町村	14市町村	13市町村
ヤングケアラーと思われる子どもがいる	20市町村 (101件)	16市町村 (121件)	17市町村 (91件)

問1-5 高校生年齢でヤングケアラーと思われる子どもはいますか。

区 分	R6年度 (n=20)	R5年度 (n=16)	R4年度 (n=17)
高校生年齢でヤングケアラーと思われる子どもはいない	9市町村	9市町村	6市町村
高校生年齢でヤングケアラーと思われる子どもがいる	11市町村 (25件)	7市町村 (27件)	11市町村 (21件)

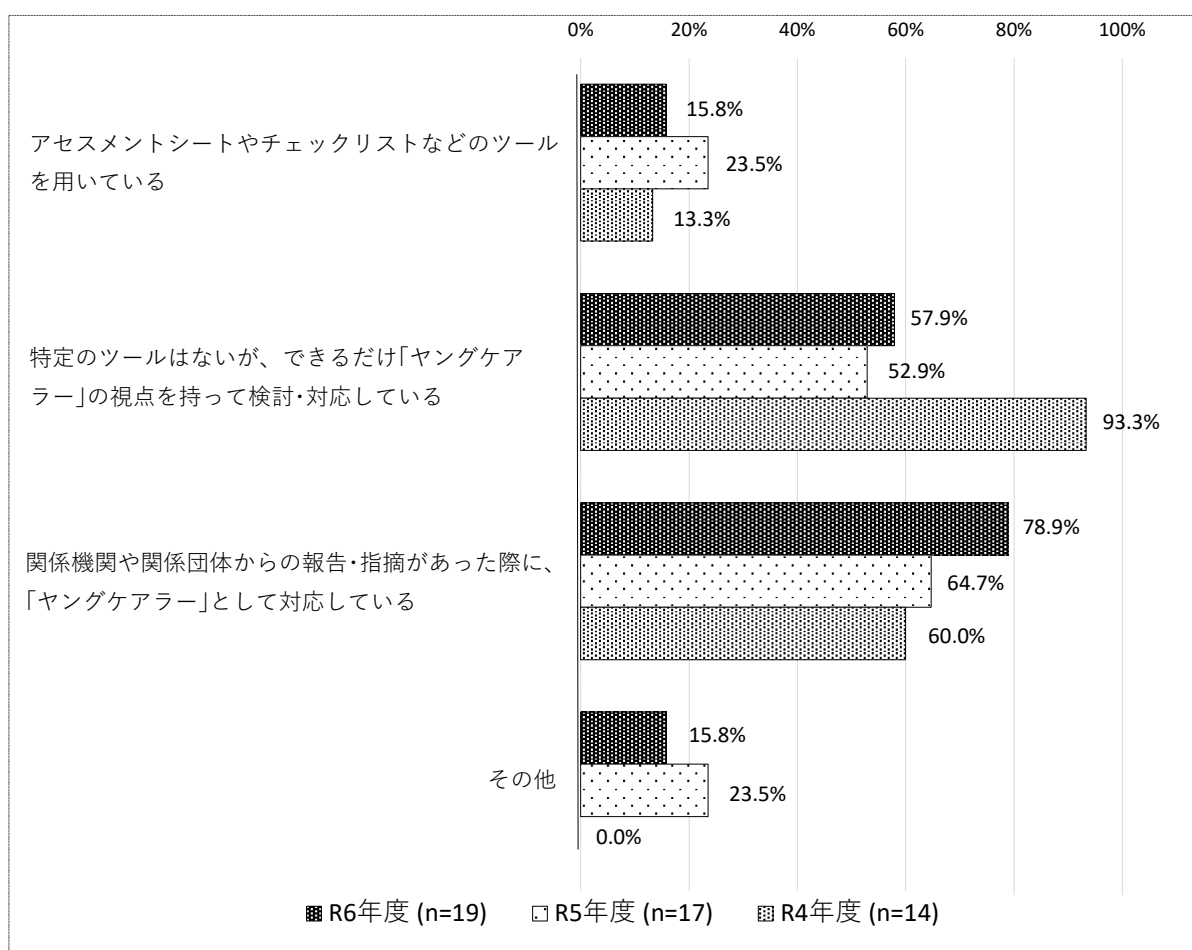
問1-6 ヤングケアラーと思われるこどもの実態を把握していますか。

区 分	把握している	ヤングケアラーと思われるこどもはいるがその実態は把握していない	現在該当するこどもがない
R6年度 (n=30)	63.3%	10.0%	26.7%
R5年度 (n=30)	56.7%	6.7%	36.7%
R4年度 (n=30)	50.0%	23.3%	26.7%



問1-7 ヤングケアラーと思われるこどもの実態把握の方法（複数回答）

区 分	R6年度 (n=19)	R5年度 (n=17)	R4年度 (n=14)
アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている	15.8%	23.5%	13.3%
特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している	57.9%	52.9%	93.3%
関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に、「ヤングケアラー」として対応している	78.9%	64.7%	60.0%
その他	15.8%	23.5%	0.0%

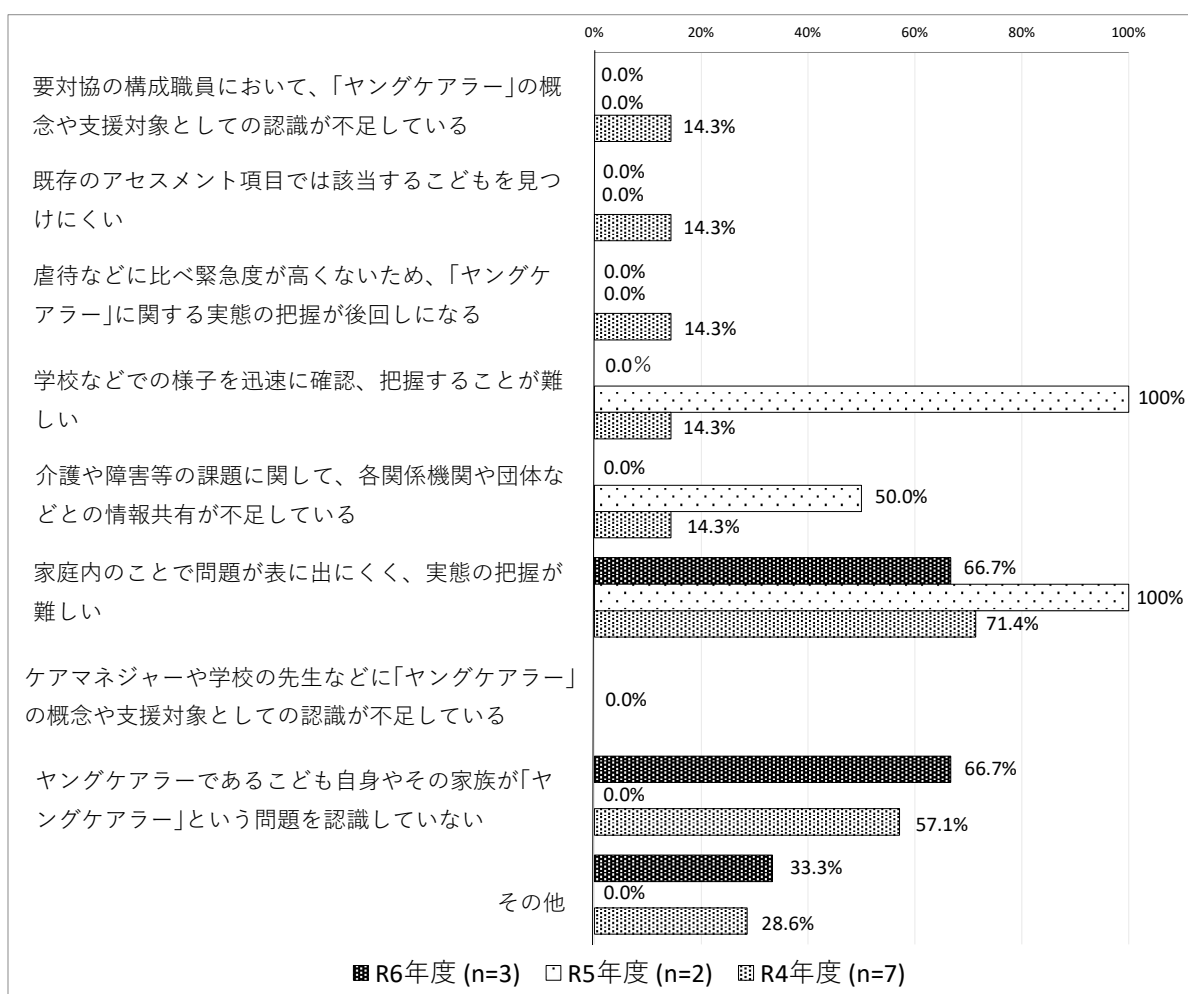


●「その他」回答内容●

- ・家庭訪問による実態把握。訪問が困難な場合は、関係機関や関係団体へ情報提供を求め、実態把握を行っている。
- ・虐待の支援対象に含まれているケースは、虐待と同様の実態把握方法を取っている。
- ・子どもナビゲーターが実施する学校訪問調査で把握。
- ・各小中学校からの報告。

問1-8 ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、その実態把握をしていない理由（複数回答）

区 分	R6年度 (n=3)	R5年度 (n=2)	R4年度 (n=7)
要対協の構成職員において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している	0.0%	0.0%	14.3%
既存のアセスメント項目では該当する子どもを見つけにくい	0.0%	0.0%	14.3%
虐待などに比べ緊急度が低いいため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる	0.0%	0.0%	14.3%
学校などでの様子を迅速に確認、把握することが難しい	0.0%	100.0%	14.3%
介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などの情報共有が不足している	0.0%	50.0%	14.3%
家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい	66.7%	100.0%	71.4%
ケアマネージャーや学校の先生などに「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している	0.0%	0.0%	0.0%
ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない	66.7%	0.0%	57.1%
その他	33.3%	0.0%	28.6%

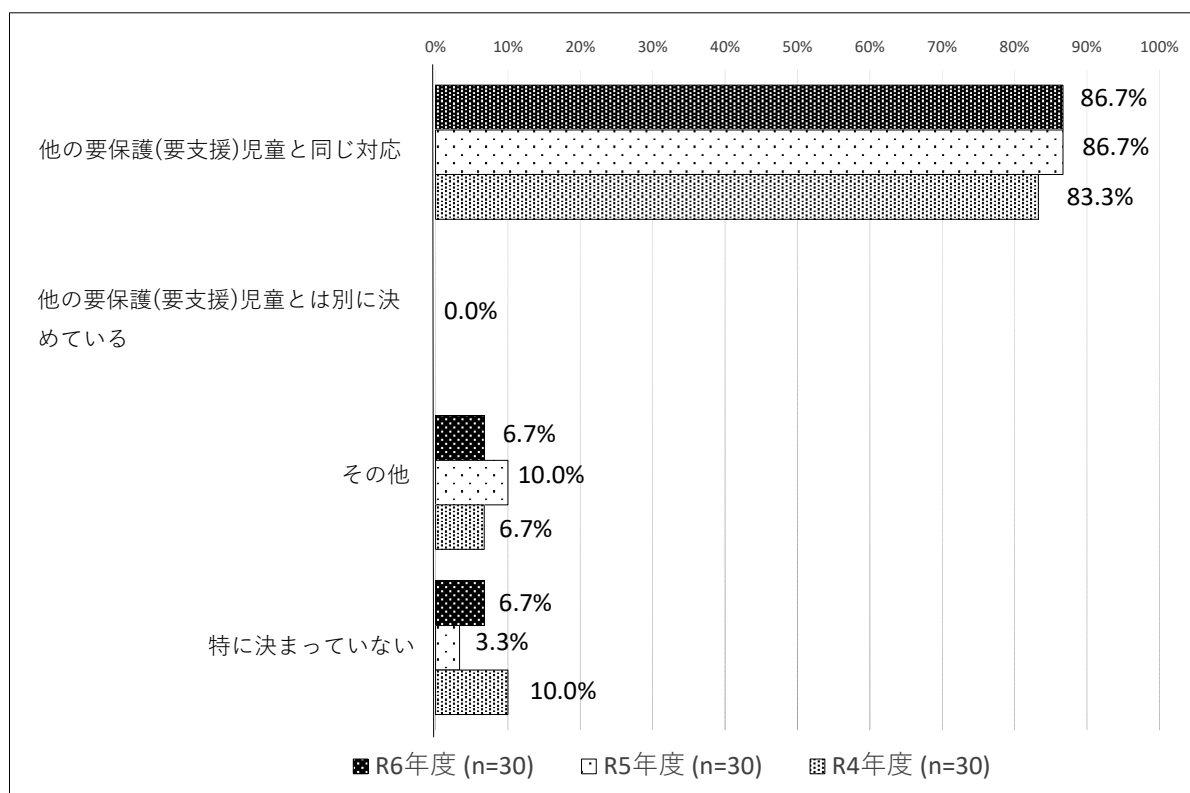


●「その他」回答内容●

- ・母ががん末期で子どもが家事をしていたことは把握していたが、本人への確認を実施できなかったため。

問1-9 ヤングケアラーと思われる子どもへの対応方針を決定する部署（機関）

区 分	R6年度 (n=30)	R5年度 (n=30)	R4年度 (n=30)
他の要保護(要支援)児童と同じ対応	86.7%	86.7%	83.3%
他の要保護(要支援)児童とは別に決めている	0.0%	0.0%	0.0%
その他	6.7%	10.0%	6.7%
特に決まっていない	6.7%	3.3%	10.0%

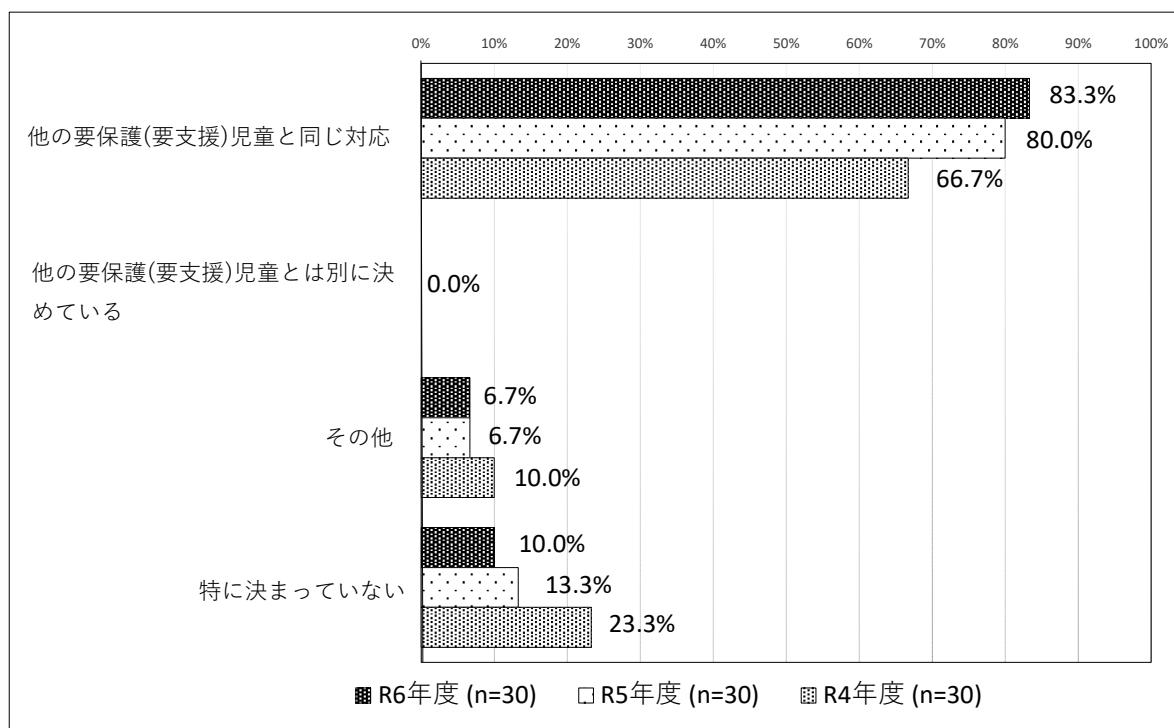


●「その他」回答内容●

- ・関係部署で決定する。
- ・学校と連携した上で教育委員会が決定し対応する場合がある。

問1-10 ヤングケアラーと思われることも、今後の対応について意向調査する部署（機関）

区 分	R6年度 (n=30)	R5年度 (n=30)	R4年度 (n=30)
他の要保護(要支援)児童と同じ対応	83.3%	80.0%	66.7%
他の要保護(要支援)児童とは別に決めている	0.0%	0.0%	0.0%
その他	6.7%	6.7%	10.0%
特に決まっていない	10.0%	13.3%	23.3%

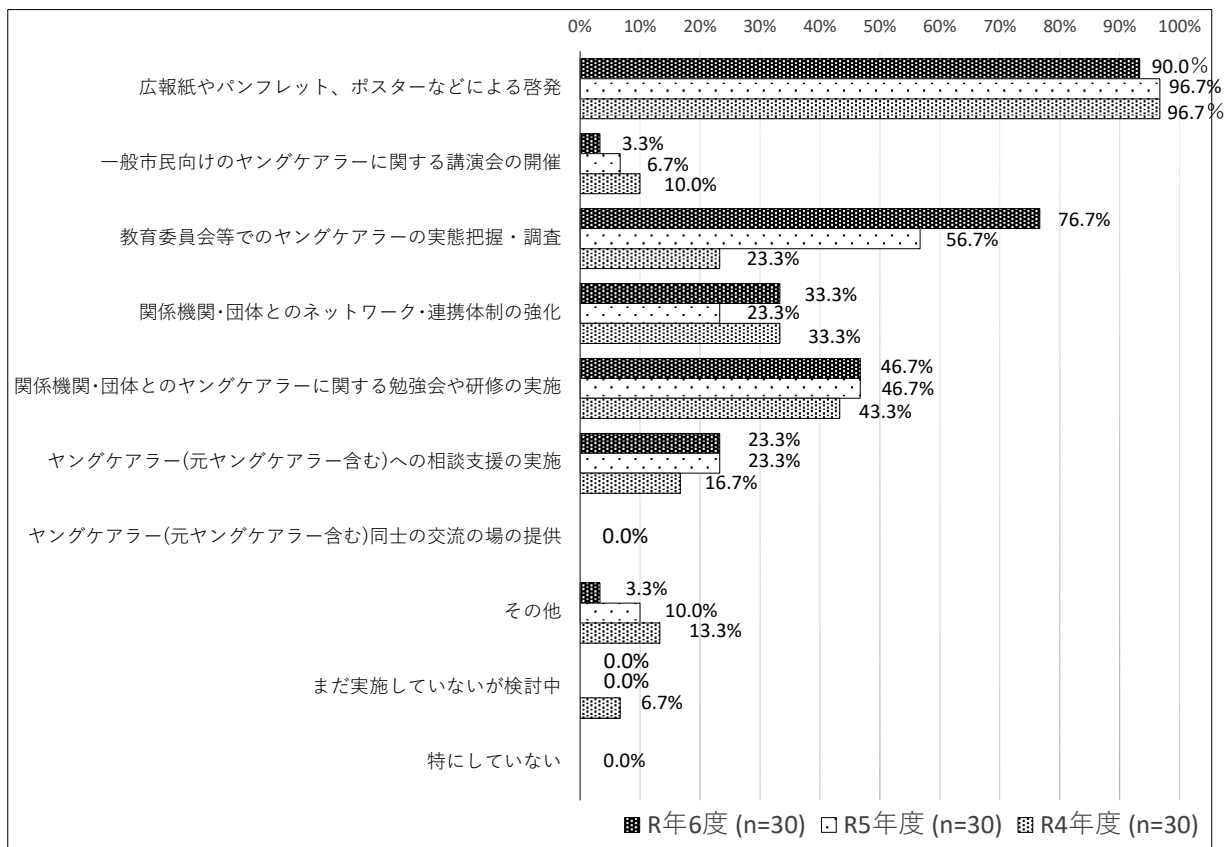


●「その他」回答内容●

- ・基本的には他の要保護(要支援)児童と同じだが、対象児童と関係ができていない機関が意向確認することがある。
- ・関係機関等が参集したケース会議での役割分担で決まった部署が行うことになる。

問2-1 ヤングケアラーに関する取組の実施状況 (複数回答)

区 分	R年6度 (n=30)	R5年度 (n=30)	R4年度 (n=30)
広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発	93.3%	96.7%	96.7%
一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催	3.3%	6.7%	10.0%
教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査	76.7%	56.7%	23.3%
関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化	33.3%	23.3%	33.3%
関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施	46.7%	46.7%	43.3%
ヤングケアラー(元ヤングケアラー含む)への相談支援の実施	23.3%	23.3%	16.7%
ヤングケアラー(元ヤングケアラー含む)同士の交流の場の提供	0.0%	0.0%	0.0%
その他	3.3%	10.0%	13.3%
まだ実施していないが検討中	0.0%	0.0%	6.7%
特にしていない	0.0%	0.0%	0.0%

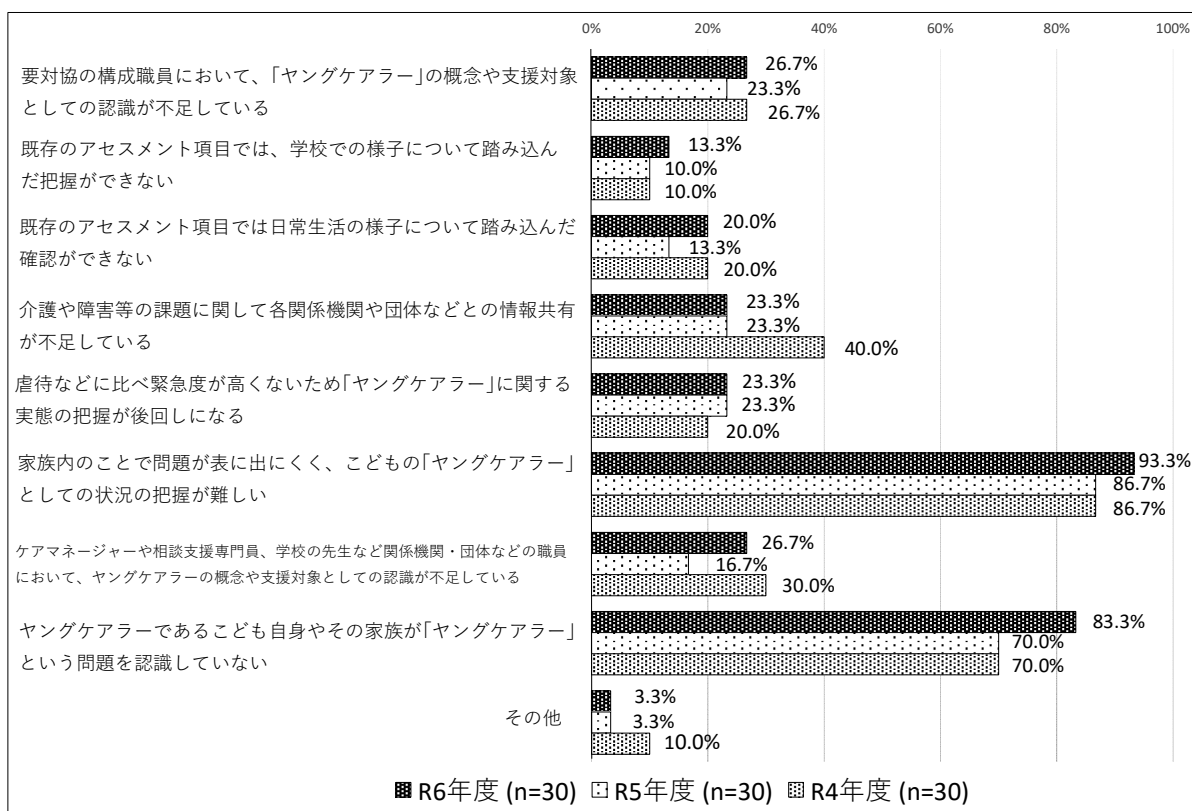


●「その他」回答内容●

- ・市立の小・中学校で活用している子どもの権利学習テキストにヤングケアラーに関する内容を加え、授業を通じて周知・啓発を行っている。

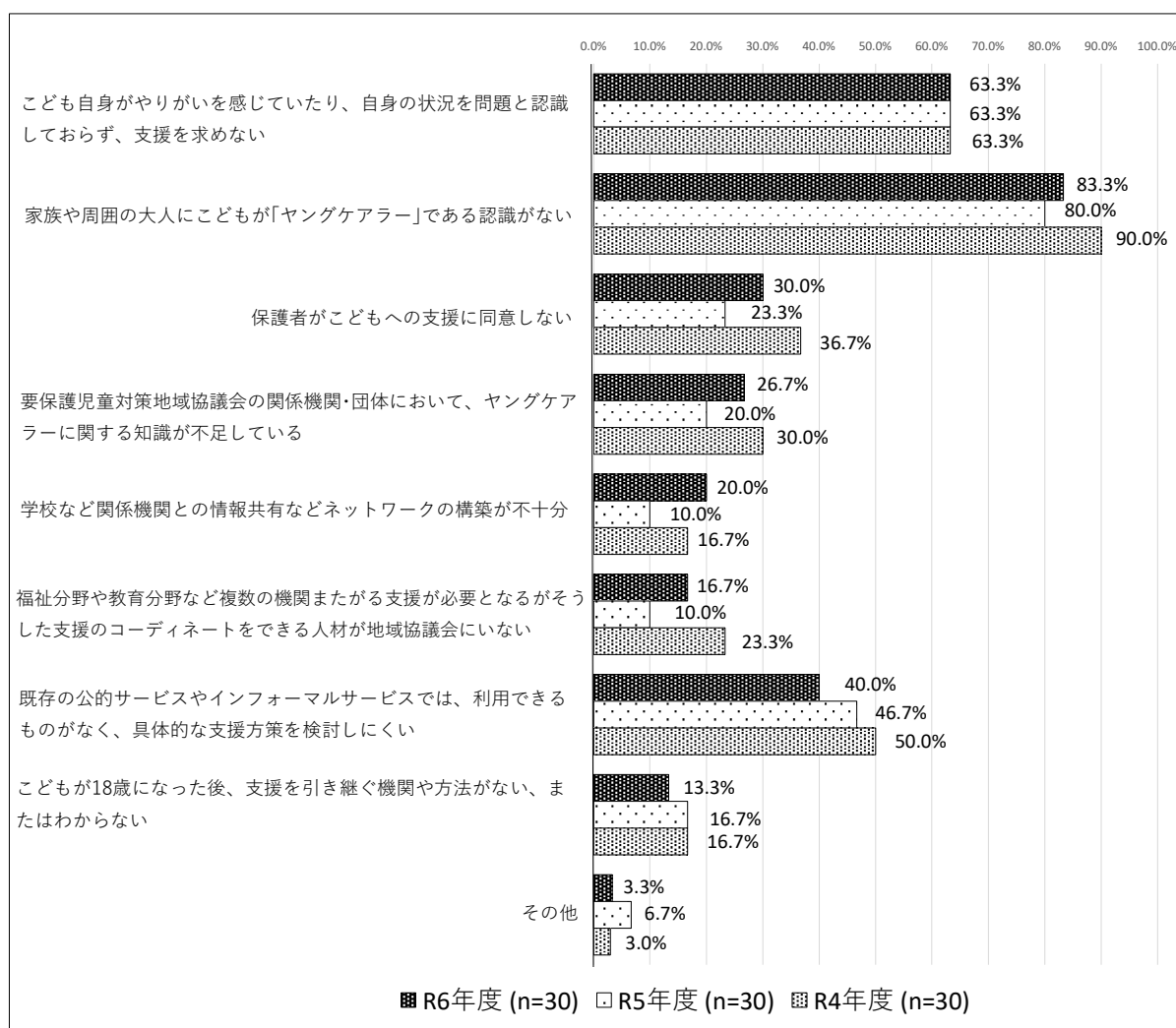
問3-1 ヤングケアラーである可能性を確認する上での課題（複数回答）

区 分	R6年度 (n=30)	R5年度 (n=30)	R4年度 (n=30)
要対協の構成職員において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している	26.7%	23.3%	26.7%
既存のアセスメント項目では、学校での様子について踏み込んだ把握ができない	13.3%	10.0%	10.0%
既存のアセスメント項目では日常生活の様子について踏み込んだ確認ができない	20.0%	13.3%	20.0%
介護や障害等の課題に関して各関係機関や団体などとの情報共有が不足している	23.3%	23.3%	40.0%
虐待などに比べ緊急度が高くないため「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる	23.3%	23.3%	20.0%
家族内のことで問題が表に出にくく、こどもの「ヤングケアラー」としての状況の把握が難しい	93.3%	86.7%	86.7%
ケアマネージャーや相談支援専門員、学校の先生など関係機関・団体などの職員において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している	26.7%	16.7%	30.0%
ヤングケアラーであることも自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない	83.3%	70.0%	70.0%
その他	3.3%	3.3%	10.0%



問3-2 ヤングケアラーと思われる子どもを支援する際の課題 (複数回答)

区 分	R6年度 (n=30)	R5年度 (n=30)	R4年度 (n=30)
子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない	63.3%	63.3%	63.3%
家族や周囲の大人に子どもが「ヤングケアラー」である認識がない	83.3%	80.0%	90.0%
保護者が子どもへの支援に同意しない	30.0%	23.3%	36.7%
要保護児童対策地域協議会の関係機関・団体において、ヤングケアラーに関する知識が不足している	26.7%	20.0%	30.0%
学校など関係機関との情報共有などネットワークの構築が不十分	20.0%	10.0%	16.7%
福祉分野や教育分野など複数の機関またがる支援が必要となるがそうした支援のコーディネートができる人材が地域協議会にいない	16.7%	10.0%	23.3%
既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい	40.0%	46.7%	50.0%
子どもが18歳になった後、支援を引き継ぐ機関や方法がない、またはわからない	13.3%	16.7%	16.7%
その他	3.3%	6.7%	3.0%

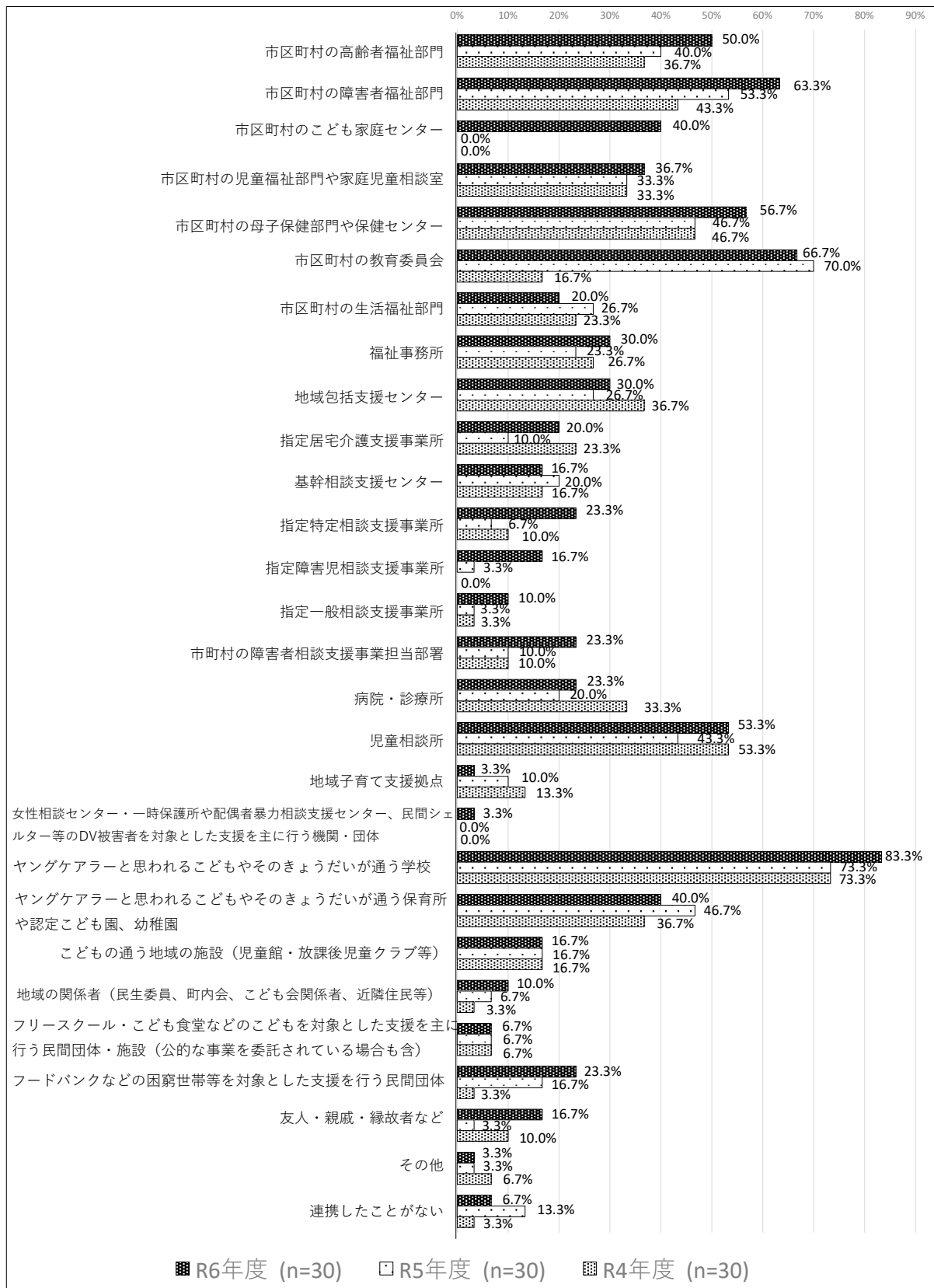


● 「その他」回答内容 ●

- ・マンパワー不足。

問3-3 支援にあたっての連携先 (複数回答)

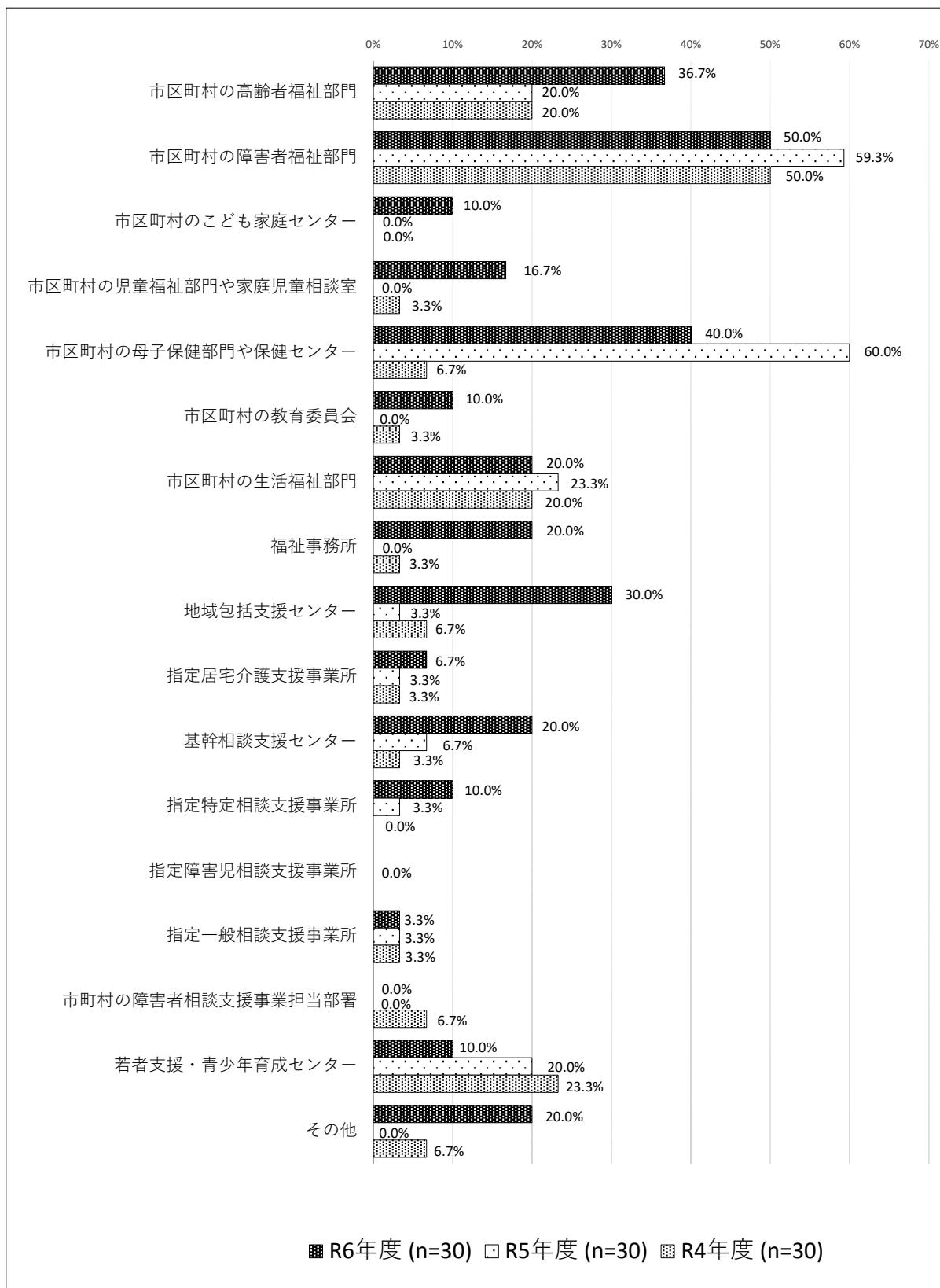
区 分	R6年度 (n=30)	R5年度 (n=30)	R4年度 (n=30)
市区町村の高齢者福祉部門	50.0%	40.0%	36.7%
市区町村の障害者福祉部門	63.3%	53.3%	43.3%
市区町村のこども家庭センター	40.0%		
市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室	36.7%	33.3%	33.3%
市区町村の母子保健部門や保健センター	56.7%	46.7%	46.7%
市区町村の教育委員会	66.7%	70.0%	16.7%
市区町村の生活福祉部門	20.0%	26.7%	23.3%
福祉事務所	30.0%	23.3%	26.7%
地域包括支援センター	30.0%	26.7%	36.7%
指定居宅介護支援事業所	20.0%	10.0%	23.3%
基幹相談支援センター	16.7%	20.0%	16.7%
指定特定相談支援事業所	23.3%	6.7%	10.0%
指定障害児相談支援事業所	16.7%	3.3%	0.0%
指定一般相談支援事業所	10.0%	3.3%	3.3%
市町村の障害者相談支援事業担当部署	23.3%	10.0%	10.0%
病院・診療所	23.3%	20.0%	33.3%
児童相談所	53.3%	43.3%	53.3%
地域子育て支援拠点	3.3%	10.0%	13.3%
女性相談支援センター・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体	3.3%	0.0%	0.0%
ヤングケアラーと思われるこどもやそのきょうだいが通う学校	83.3%	73.3%	73.3%
ヤングケアラーと思われるこどもやそのきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園	40.0%	46.7%	36.7%
こどもの通う地域の施設 (児童館・放課後児童クラブ等)	16.7%	16.7%	16.7%
地域の関係者 (民生委員、町内会、こども会関係者、近隣住民等)	10.0%	6.7%	3.3%
フリースクール・こども食堂などのこどもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設 (公的な事業を委託されている場合も含む)	6.7%	6.7%	6.7%
フードバンクなどの困窮世帯等を対象とした支援を行う民間団体	23.3%	16.7%	3.3%
友人・親戚・縁故者など	16.7%	3.3%	10.0%
その他	3.3%	3.3%	6.7%
連携したことがない	6.7%	13.3%	3.3%



●「その他」回答内容●
・放課後等ディサービス事業所

問3-4 こどもが18歳になったときに支援を引き継ぐ機関（部署）（複数回答）

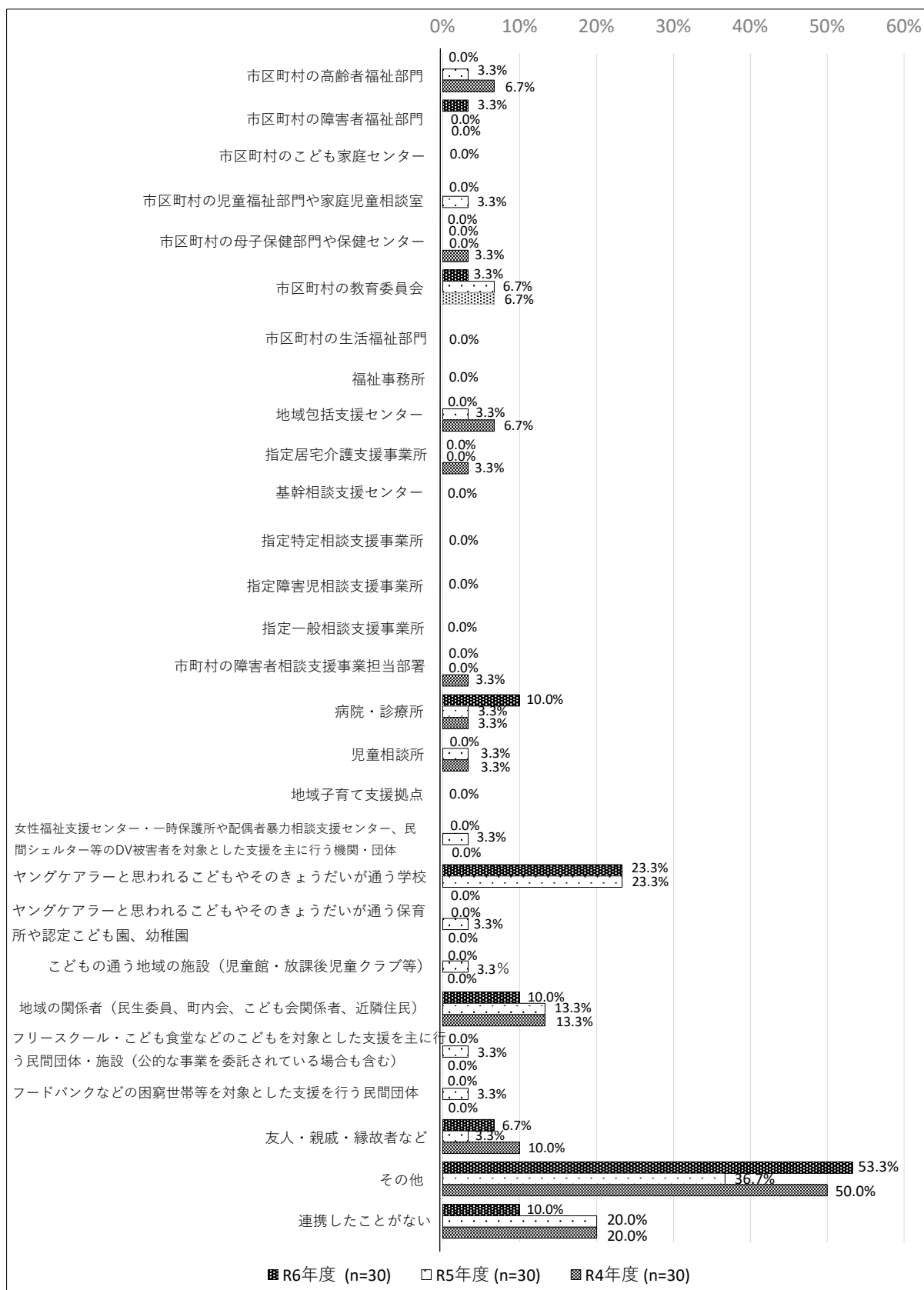
区 分	R6年度 (n=30)	R5年度 (n=30)	R4年度 (n=30)
市区町村の高齢者福祉部門	36.7%	20.0%	20.0%
市区町村の障害者福祉部門	50.0%	59.3%	50.0%
市区町村のこども家庭センター	10.0%		
市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室	16.7%	0.0%	3.3%
市区町村の母子保健部門や保健センター	40.0%	60.0%	6.7%
市区町村の教育委員会	10.0%	0.0%	3.3%
市区町村の生活福祉部門	20.0%	23.3%	20.0%
福祉事務所	20.0%	0.0%	3.3%
地域包括支援センター	30.0%	3.3%	6.7%
指定居宅介護支援事業所	6.7%	3.3%	3.3%
基幹相談支援センター	20.0%	6.7%	3.3%
指定特定相談支援事業所	10.0%	3.3%	0.0%
指定障害児相談支援事業所	0.0%	0.0%	0.0%
指定一般相談支援事業所	3.3%	3.3%	3.3%
市町村の障害者相談支援事業担当部署	0.0%	0.0%	6.7%
若者支援・青少年育成センター	10.0%	20.0%	23.3%
その他	20.0%	0.0%	6.7%



- 「その他」回答内容●
- ・問題の主となっている部署（福祉や高齢介護など）と連携し、ケース会議で主たる支援機関や役割を検討する。
 - ・成人保健部門
 - ・精神保健部門
 - ・地区担当保健師

問3-5 連携に困難さを感じた連携先 (複数回答)

区 分	R6年度 (n=30)	R5年度 (n=30)	R4年度 (n=30)
市区町村の高齢者福祉部門	0.0%	3.3%	6.7%
市区町村の障害者福祉部門	3.3%	0.0%	0.0%
市区町村のこども家庭センター	0.0%		
市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室	0.0%	3.3%	0.0%
市区町村の母子保健部門や保健センター	0.0%	0.0%	3.3%
市区町村の教育委員会	3.3%	6.7%	6.7%
市区町村の生活福祉部門	0.0%	0.0%	0.0%
福祉事務所	0.0%	0.0%	0.0%
地域包括支援センター	0.0%	3.3%	6.7%
指定居宅介護支援事業所	0.0%	0.0%	3.3%
基幹相談支援センター	0.0%	0.0%	0.0%
指定特定相談支援事業所	0.0%	0.0%	0.0%
指定障害児相談支援事業所	0.0%	0.0%	0.0%
指定一般相談支援事業所	0.0%	0.0%	0.0%
市町村の障害者相談支援事業担当部署	0.0%	0.0%	3.3%
病院・診療所	10.0%	3.3%	3.3%
児童相談所	0.0%	3.3%	3.3%
地域子育て支援拠点	0.0%	0.0%	0.0%
女性福祉支援センター・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体	0.0%	3.3%	0.0%
ヤングケアラーと思われるこどもやそのきょうだいが通う学校	23.3%	23.3%	0.0%
ヤングケアラーと思われるこどもやそのきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園	0.0%	3.3%	0.0%
こどもの通う地域の施設 (児童館・放課後児童クラブ等)	0.0%	3.3%	0.0%
地域の関係者 (民生委員、町内会、こども会関係者、近隣住民等)	10.0%	13.3%	13.3%
フリースクール・こども食堂などのこどもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設 (公的な事業を委託されている場合も含む)	0.0%	3.3%	0.0%
フードバンクなどの困窮世帯等を対象とした支援を行う民間団体	0.0%	3.3%	0.0%
友人・親戚・縁故者など	6.7%	3.3%	10.0%
その他	53.3%	36.7%	50.0%
連携したことがない	10.0%	20.0%	20.0%

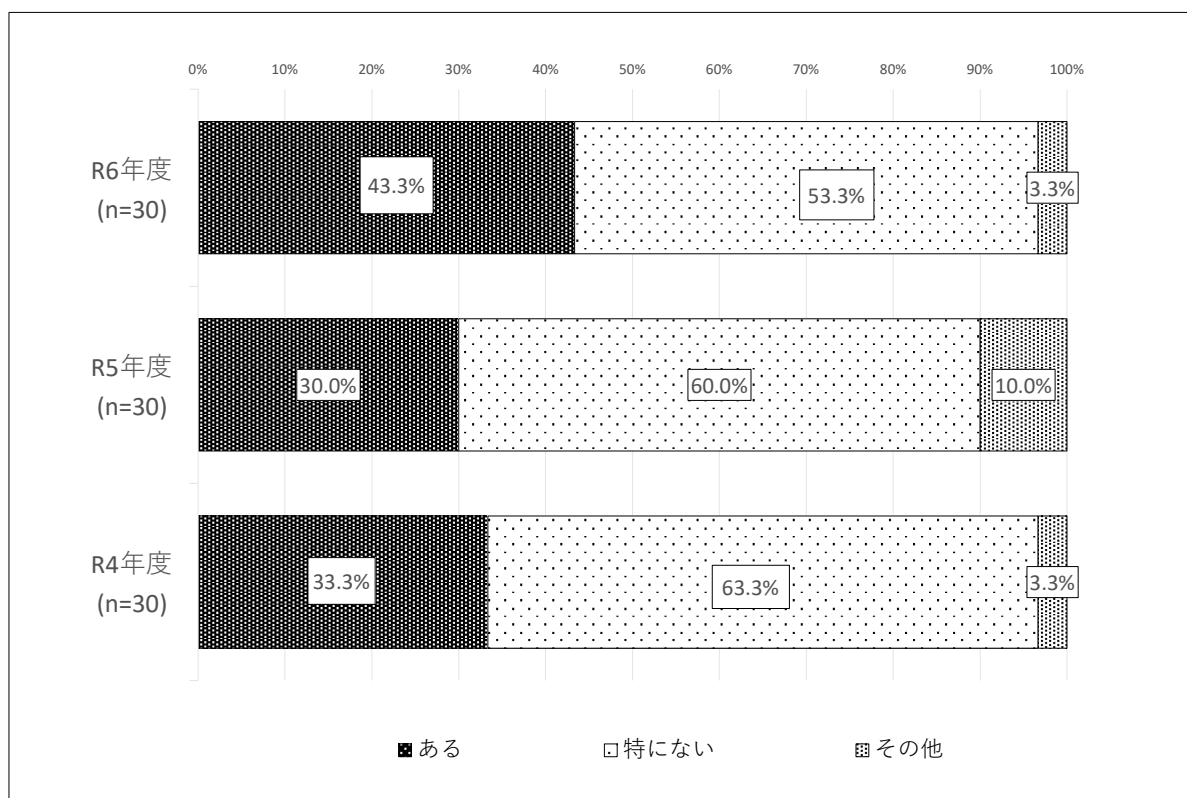


●「その他」回答内容●

- ・個人情報に関係もあり、要対協に入っていない団体への連携には、情報提供をどの程度行ってよいか不明である。
- ・現時点で、ヤングケアラーとしての支援実績は多くなく、関わった機関とは連携がとれている。
- ・当事者家族。
- ・連携はしていますが、今現在、困った関わりはありません。
- ・困難さを感じるほど支援した事例がない。
- ・現時点で、ヤングケアラーとしての支援実績は少なく、関わった機関とは連携が取れている。
- ・これまでの実績では、連携においての困難さはなかった。
- ・連携より、本人や保護者がヘルパー等のサービス利用に拒否的であることについて支援が難しいと感じている。
- ・困難さを感じた連携先はない。
- ・実際に連携したことがない機関が多いため、困難さについては不明。
- ・連携に困難を感じたことはない。

問3-6 連携にあたっての工夫の有無

区 分	ある	特にない	その他
R6年度 (n=30)	43.3%	53.3%	3.3%
R5年度 (n=30)	30.0%	60.0%	10.0%
R4年度 (n=30)	33.3%	63.3%	3.3%



●「ある」回答内容●

- ・区役所が主体となり、関係者会議や支援者会議を設定し情報収集・共有を行うことで、事態把握と支援方針を決めている。学校・園等に定期的に訪問し、児童や家庭の実態についての話を聞き取る。更に関連情報を収集しその中で見立てをし、早期発見に務めている。
- ・訪問支援事業の事業委託について関係機関と相談中。
- ・情報連携チーム内での共有（支援体制及び現状の共有）、教育委員会や市内高等学校と実態の共有・課題整理をしている。
- ・学校が実施した調査において、ヤングケアラーの疑いがある子どもがいた場合、学校、教育委員会、こども課こども家庭センターが情報共有や今後の対応を協議している。
- ・児童に一般知識として社会福祉制度を説明してもらう。
- ・学校教育課のヤングケアラーに関するアンケート調査結果を情報共有している。連携機関と顔の見える関係を作るため情報共有を密に行っている。
- ・こどもの気持ちに寄り添い、関係機関が役割分担を理解したうえで支援する。
- ・日頃からの情報共有。
- ・ヤングケアラーと思われるこどもの所属からの連絡をもらった際、所属へ具体的な状況の確認を行い、こどもの負担感を確認している。介入には支援機関からのつながりが必要と伝えている。つなぐ際にも家庭にどのように声をかけていくかを所属と共に考え、周囲に見えているこどもの不調感から家庭に入るようにしている。
- ・学校でのアンケート結果を聞く機会を設けたり、ヤングケアラーの可能性のある段階でも連絡を取り合っている。
- ・日頃から関係作りをしています。
- ・情報共有
- ・顔の見える関係

●「その他」回答内容●

- ・訪問支援事業の事業委託について関係機関と相談中。